

令和7年度津南町デジタルスタンプラリー等事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和7年度津南町デジタルスタンプラリー等事業業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

津南町の観光が抱える課題として、来町者が観光スポットを訪れるだけ、直売所を訪れるだけの点での消費に留まっていることが挙げられる。町内の飲食店、宿泊、お土産屋などを周遊し旅行消費へつなげるため、スマートフォンアプリ等で気軽に参加できるミッション型の仕掛けを構築する。また、写真コンテストを実施し、新たな魅力を発見しつつその魅力を発信する。本取組により観光消費の拡大を図ると共に、来町者の周遊情報を得ることで現状を分析し、継続して改善が行える体制づくりを構築し、持続可能な観光振興を実現する。

第2 業務委託の概要

1 業務名

令和7年度津南町デジタルスタンプラリー等事業業務委託

2 業務内容

「令和7年度津南町デジタルスタンプラリー等事業業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月16日まで

4 予算概要等

この業務に係る事業予算は3,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）と
なっていることから、業務委託料は、予算の範囲内とすること。

第3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- 1 津南町物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登載ができること。
- 2 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を備えていること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っているものを除く。
- 5 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

第4 参加表明

- 1 本プロポーザルに応募しようとするものは、次に定める書類を提出すること。

- (1) プロポーザル参加表明書(様式第1号)
- (2) 会社概要(様式第2号)
- (3) 業務実績(様式第3号)

2 提出方法等

- (1) 提出期限 令和7年5月26日(月) 午後5時まで
- (2) 提出場所

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

津南町観光地域づくり課商工観光班 TEL:025-765-5454 FAX:025-765-4625

E-mail: chiiki@town.tsunan.niigata.jp

- (3) 提出方法 郵送、メール又は持参

第5 企画提案書等提出要請

本プロポーザルに応募された者に対し、参加資格等を確認のうえ、企画提案書等の提出させるもの(以下「企画提案者」という。)を選定し、プロポーザルへの招請を通知する。招請通知を受けたものは、第5の企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退する場合には、企画提案書提出期限までに辞退届(様式任意)を提出すること。

第6 企画提案書等作成要領

- 1 企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出するものとする

る。

(1) 企画提案書（様式第4号）

企画提案書内訳書は任意様式、用紙はA4サイズ、10枚程度とする。

(2) 業務従事者一覧（様式第5号）

(3) 令和7年度津南町デジタルスタンプラリー等事業業務委託見積書（様式第6号）

2 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出期限 令和7年6月6日（金）午後5時まで

(2) 提出場所 第4の2に同じ。

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出部数 正本1部 企画提案書内訳書電子データを格納したCD-R1枚

3 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 町は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 町は、企画提案者から提出された企画提案書等について、津南町情報公開条例（平成12年条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

1 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

(1) 提出書類 質疑応答書（様式第7号）

(2) 提出期限 令和7年5月22日（木）午後5時まで

(3) 提出場所 第4の2に同じ。

(4) 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

(5) 注意事項 電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けないので注意すること。

2 1の質疑応答書は、質問受付後、令和7年5月26日（月）までにホームページに掲載する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査会委員、町職員、当該プロポーザル関係者と当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び特定を行うため、津南町デジタルスタンプラリー事業業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会は、委員10名以内で組織する。

2 審査会の実施

審査会において、企画提案書、事務所の概要により採点を行う。実施日時は、招請通知書により通知する。

3 審査項目及び評価基準

別表に示す審査基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査項目及び評価基準により、受託候補者を特定する。評価点及び選定方法は次のとおりとする。

- (1) 評価点は全審査員の総評点数の平均点とする。ただし評価点が59点未満の場合は、受託候補者から除く。
- (2) 評価点が最も高い者を第一位の受託候補者とする。
- (3) 最も高い評価点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。
- (4) 評価点は、項目ごとに、各項目の配点に5段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。評価点は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで求める。

[配点 × 係数 = 評価点]

評価		係数
A	特に優れている	1.00
B	やや優れている	0.75
C	普通	0.50

D	やや劣っている	0.25
E	劣っている	0.10

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 今後の契約手続（受託候補者のみ）
- (4) 受託候補者の特定理由
- (5) 審査経過及び審査員

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を町のホームページにて公開するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、津南町財務規則第142条第4項各号の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 協議による。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施機関又は期日
公告	令和7年5月15日(木)
質疑応答書締切	令和7年5月22日(木) 午後5時まで
参加表明書締切	令和7年5月26日(月) 午後5時まで
企画提案書の提出締切	令和7年6月6日(金) 午後5時まで
審査会	令和7年6月9日(月) 予定
企画提案書審査結果の通知・公表	令和7年6月11日(水) 予定
契約締結日	令和7年6月13日(金) 予定

第13 契約担当

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

津南町観光地域づくり課商工観光班 涌井 美久里

TEL:025-765-5454 FAX:025-765-4625

E-mail: chiiki@town.tsunan.niigata.jp

別表 審査基準

審査項目	審査事項	配点
(1) 提案のコンセプト	本事業の目的を理解し、コンセプトが明確な提案となっているか。	10
(2) 提案による事業効果	本事業を実施することによる旅行消費額の増加について、その実現が期待できるものか。	20
(3) 企画案	提案内容が、観光周遊を促進するものであること。取り組み体制が現実的で持続性があること。デジタル技術を活用し、簡単に利用でき、更新作業も簡易であること。	30
(4) データ検証	本事業で得られたデータが有用であるか。検証内容は、事業継続の参考になるものであるか。	20
(5) 業務の実施体制・スケジュール	適切な人員配置を行い、業務を確実に実施できる体制となっているか。	10
(6) 経費	企画内容に対して妥当な見積額となっているか。	10
合 計		100